

高知大学医学部ヒトE S細胞倫理委員会内規

令和7年3月27日

医学部長裁定

(設置)

第1条 高知大学医学部（以下「医学部」という。）に、高知大学医学部ヒトE S細胞倫理委員会（以下「ヒトE S細胞倫理委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 ヒトE S細胞倫理委員会は、医学部に所属する者（以下「研究者」という。）が、ヒトE S細胞を使用する研究（以下「ヒトE S細胞研究」という。）を実施する場合、「ヒトE S細胞の使用に関する指針」（平成31年文部科学省告示第68号）に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この指針に即して、使用計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して学部長に対し意見を提出すること。
- (2) 使用の状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して学部長に対し意見を提出すること。

(組織)

第3条 ヒトE S細胞倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 一般の立場に立って意見を述べられる者
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

3 第1項の委員は、国立大学法人高知大学に所属する者以外の者（以下「外部委員」という。）を2名以上含まなければならない。

4 第1項の委員は、男女両性かつ5名以上で構成するものとする。

5 第1項に規定する委員は、学部長が委嘱する。

6 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 ヒトE S細胞倫理委員会に委員長を置き、ヒトE S細胞倫理委員会委員の互選によって選出する。

2 委員長は、ヒトE S細胞倫理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 ヒトE S細胞倫理委員会は、外部委員が2名以上及び男女両性を含む5人以上の委員が出席し、かつ第3条第1項第1号から第3号までの委員が1名以上出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査に加わることはできない。

- (1) 審査の対象となる使用計画の使用責任者又は研究者等である場合
 - (2) 審査の対象となる使用計画の使用責任者又は研究者等との間に利害関係を有する場合
- 3 議決は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(意見の聴取)

第6条 ヒトE S細胞倫理委員会が必要と認めたときは、ヒトE S細胞倫理委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由無く漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会記録の保管)

第8条 委員会は、審査の記録を作成し、これを作成の日から10年間保管するものとする。

(公開)

第9条 委員会に関する内規及び委員会の議事の内容は公開するものとする。ただし、個人情報の保護、知的財産権の保護又は研究の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の議を経て非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 ヒトE S細胞倫理委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、ヒトE S細胞倫理委員会の運営に関し必要な事項は、ヒトE S細胞倫理委員会において別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和7年3月27日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項の委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。